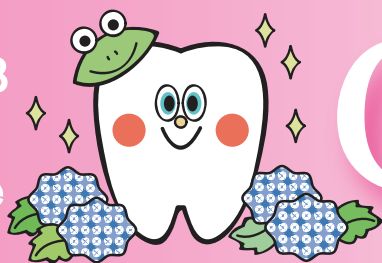


2018
06
June



CLIENT



H30.06.05 No.321

弊法人からのご連絡事項

- ・源泉所得税の納期／住民税の金額変更

P1

弊法人からのお知らせ

- ・「ご存じですか？自転車損害保険の加入、義務化が広がっています」

P2

相続トピックス

- ・「国外財産・海外居住者 相続税の注意点」
- ・「小規模宅地等の特例の見直し」～
「家なき子」特例の見直し～

P3・4

医療トピックス

- ・「在宅歯科医療の推進
～平成 30 年度診療報酬改定～」

P5・6

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・産休・育休中の社会保険料は
誰が負担するのでしょうか？

P7



源泉所得税の納期（特例）

6月の給与計算が終了したら すぐに給与データをお送りください。

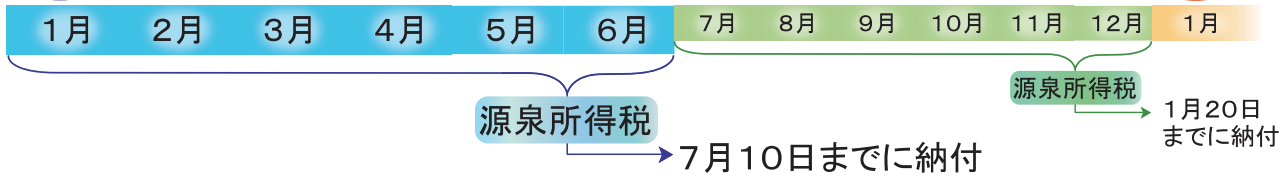
源泉所得税の特例納付を選択している医院は、1月～6月分を7月10日（火）までに納付する必要があります。

- 6月分までの給与支払一覧表
- 賞与支払一覧表（6月に支給する場合）

日本クレアス税理士法人

H30

H31



源泉所得税は毎月納付をお勧めしています。
毎月納付をご希望の医院は担当までお知らせください。
(給与の支給人員が10人以上の場合は、毎月納付となります。)



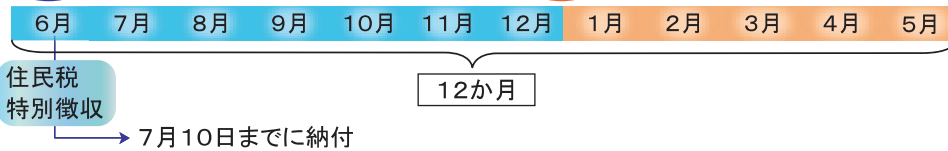
住民税の金額変更（特別徴収）

スタッフの住民税について特別徴収となっている医院では、毎月の給与計算で住民税を差し引く必要があります。差し引いた住民税は、翌月10日までに医院が各市区町村へ納付します。

特別徴収の場合は、6月から翌年5月までの12か月を1年として区切られます。医院の給与計算では、毎年6月給与で徴収する金額が変わります。

H30

H31



住民税
特別徴収

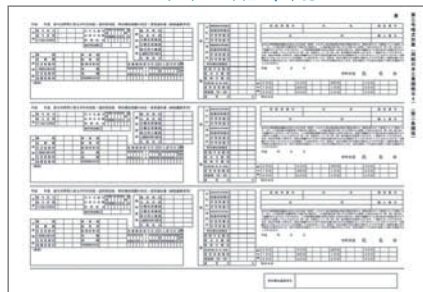
納税通知書

各市区町村から決定した税額の通知書が届きますので、金額を確認してください。今年度より一部の市町村ではスタッフのマイナンバーが記載されて届く場合があります。取り扱いにご注意ください。弊法人へお送りいただく際は簡易書留での郵送をお願いいたします。

医院用とスタッフ配布用の2種類の通知が届きます。スタッフに配布するものは一人分ずつ切って、給与明細と一緒に本人へお渡しく下さい。

医院用

スタッフ配布用



給与計算入力画面			
保存	前月データ取得	基本名称	
給料計算入力一覧表		6月分	支給日
社員コード	1001	1002	
氏名	新宿 花子	渋谷 良子	
税区分/扶養/職位	税甲 0 衛生士	税甲 0 助手	
1 基本給	300,000	250,000	
2 特別手当			
3 職務手当			
4			
5 時間外手当			
6 皆勤手当			
7			
8			
9			
10 勤怠控除 (▲)			
11 給与合計	300,000	250,000	
12 非課税交通費			
13 支給総額	300,000	250,000	
14 健康保険			
15 厚生年金			
16 年金基金			
17 雇用保険	1,500	1,250	
18			
19			
20 社会保険合計	1,500	1,250	
21 社保控除後の金額	298,500	248,750	
22 所得税	8,250	8,530	
23 特別徴収 (▲)			
24			
25 住民税	9,800	7,700	
26 財形			
27			
28			
29			
30 控除合計	19,550	15,480	
31 差引支給額	280,450	234,520	
32 調整額			
33 調整後差引支給額	280,450	234,520	

25 住民税

の欄にスタッフから徴収する金額を入力します。

平成30年4月1日から、埼玉県と京都府では、自転車事故を起こした際の被害者救済や加害者の経済負担の軽減を図るため、自転車損害保険等への加入が義務付けられました。同様の取組みは、兵庫県、大阪府、滋賀県、鹿児島県の4府県ではすでに行われており、神奈川県相模原市でも7月から義務化されます。なお、東京都や千葉県では「努力義務」と規定されています。今回は、法人（個人事業主含む）の自転車損害保険の加入について考えてみます。

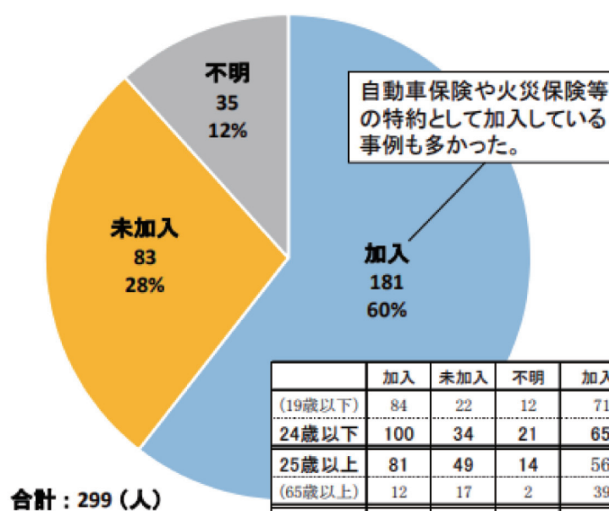
■ 自転車による事故状況

平成29年に自転車との衝突などが原因で歩行者が死亡・重傷となった事故のうち、自転車側の損害保険加入率が60%にとどまったことが、警察の調査で明らかになりました。

自転車保険は、自動車保険や火災保険等の特約として加入している方が多いようです。また、24歳以下の加入率は65%であるのに対し、25歳以上になると56%と下がります。就職や結婚などで親元から離れるタイミングで、保険を見直し、自転車保険の加入を見送るケースがあるようです。

過去には事故を起こした小学生の保護者が9千万円を越す賠償を求められたケースもありました。

<自転車運転者の損害賠償責任保険等加入状況>



引用：平成29年における交通死亡事故の特徴等について
平成30年2月15日警察庁交通局

■ すすむ自転車損害保険の義務化

近年、高額な賠償責任が発生する自転車事故が相次いでおり、埼玉県、京都府、兵庫県、大阪府、滋賀県、鹿児島県の6府県に加え、福岡県や名古屋市でも条例改正が進められており、この義務化の動きは全国に広まると予想されます。

また、加入を「努力義務」とする自治体は、東京都、千葉県、群馬県、鳥取県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県の9都県になります。

■ どのような保険に加入すればよいのか？

業務として自転車を使用中、誤って他人にケガをさせた場合、個人の日常生活において発生した自転車事故に対応する個人賠償責任保険は対応していないため、業務上の賠償事故を補償する保険等（施設所有管理者賠償責任保険等）への加入が必要となります。

なお、埼玉県や兵庫県など義務化された地域においては、自転車保険への加入は義務化されたものの、罰則はないそうです。しかし、自転車を業務で使う場合には、リスクを想定して、施設賠償責任保険への加入をご検討いただきたいと思います。



この記事については、担当までお問合せください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

最近、海外に不動産などの財産を所有されている方、もしくは海外への移住を検討されている方をお見かけします。いざ相続となった場合にはどのような取扱いを受けるのでしょうか。
海外に資産をお持ちの方、または、海外居住者が陥りやすい相続税の注意点をご紹介します。

■ 国外財産に関する見直し

主に個人富裕層による租税回避行動を抑制するため、平成29年4月1日より、国外居住期間の基準を「5年超」から「10年超」とする見直しが行われました。以前でしたら、被相続人と相続人が、ともに相続開始前5年以内に国内に住所がなければ国内財産のみに相続税が課税され、国外財産には日本の相続税はかかりませんでしたが、現在では、その手法は使えなくなりました。海外に住むことで節税をお考えの方にとっては、かなり難しい状況になっているといえるでしょう。



■ 日本の相続税の課税対象

◇国内にある財産

全てのケースにおいて日本の相続税がかかります。

◇海外にある財産

- 1) 被相続人と相続人のどちらかが日本に住んでいれば、海外にある財産にも日本の相続税がかかります。
- 2) 被相続人と相続人が、ともに海外に住んでいても、海外居住期間が10年以下の場合は日本の相続税がかかります。※外国人の駐在員のような一時的に日本に居住する方については別途規定されています。

■ 事例で考える相続税

ある家族を事例に、相続税を考えてみましょう。

◇事例

7年前から家族で海外に居住していますが、今年の初めに主人の病気が悪化し相続に至りました。現地で購入した不動産と、日本に以前から所有している不動産があります。日本の相続税はかかりますか？

◇家族構成

父（被相続人）
母（相続人）
長男（相続人）

◇財産構成

日本国内の不動産	1億円
日本国内の預貯金	5,000万円
海外の不動産	8,000万円
海外の預貯金	2,000万円
<hr/>	
合計2億5,000万円	

この事例の場合、海外に住居を移してから10年を経過していません。要件を満たしていないため、国内財産、海外財産の全て（合計2億5,000万円）が日本の相続税の課税対象となります。

海外にある財産については、現地の税金の課税対象となることもあり、かなり複雑です。生前の対策をご検討の方は、事前に専門家へのご相談をお勧めいたします。

国外財産および生前対策については、担当までお問い合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

平成30年度税制改正で「小規模宅地の特例」が見直されます。過度な節税対策にストップをかけることが狙いです。今後は、持ち家に居住していない者（家なき子）に係る特定居住用宅地等の特例に制限がかかり、自宅を親族等に売却する方法では適用できなくなります。

■「家なき子」特例について

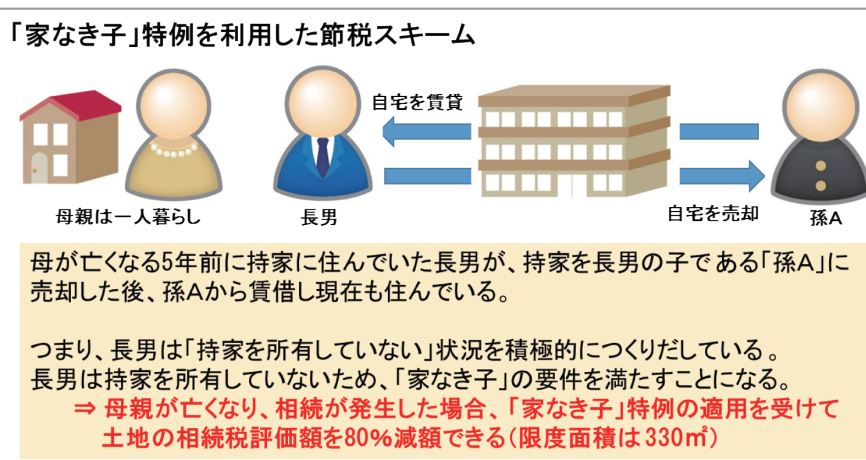
小規模宅地の特例は、被相続人等の居住に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例です。亡くなられた方の居住用の土地について、居住用の特例を受けられるのは「配偶者」「同居親族」「家なき子」に限られます。「家なき子」の適用要件は右の通りです。

【特定居住用宅地の適用要件】

- 被相続人に配偶者および同居相続人がいないこと
- 相続開始前3年以内に自己又は自己の配偶者が所有する家屋に居住したことがないこと
- 当該宅地を申告期限まで保有していること（10ヵ月間、売却してはならない）

◇税務署が問題視している事例

「家なき子」特例の適用を受けようと、持家を親族等に売却しその後賃借して住むといったケースが問題視されています。自分が「持家を所有していない」状況をつくりあげるための節税スキームです。



■見直しの概要

上記のようなスキームに対して制限を設けるために、持家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、下記の方が除外されます。

- ・相続開始3年以内に、3親等内の親族、またはその方と特別な関係のある法人が有する国内にある家屋に居住したことがある方
- ・相続開始時に賃貸として住んでいた家ももとは自分が所有していたものである方

上記の事例で、長男が孫Aに売却したのは元々は長男の持家でした。見直しを受け、親族へ持家を売却し、その後賃借している場合には、小規模宅地の特例は適用できなくなります。

■改正の時期

平成30年4月1日以後開始する相続より、上記の見直しが適用となります。

相続対策は、早めにご相談いただくことで選択肢も広がります。ぜひ私どもにお声かけください。

相続、贈与、遺言に関しては、担当までお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先 ☎03-3224-2873

相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

詳細は、Webサイトをご確認ください！

相続のバイブル

GO

<https://souzokubible.com/>

厚生労働省は、医療・介護の基盤整備・再編のために、高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域での暮らしができるよう在宅医療を推進しています。2025年には、国民の約5人に1人（18.1%）を75歳以上の後期高齢者が占めると推測されており、こうした変化に伴い、歯科医療の需要が、う蝕に対する形態回復から、摂食嚥下障害への対応など口腔機能の維持・回復へと変化していくと予想されています。

在宅または介護施設等における療養を歯科医療面から支援する診療所である「在宅療養支援歯科診療所」の施設基準の見直し、また歯科訪問診療料の見直しの概要（平成30年3月5日時点）についてお伝えします。

■ 在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直し(概要)

在宅歯科医療の地域における関係者間の連携を推進するため、在宅療養支援歯科診療所の施設基準について、機能に応じた評価となるよう見直しが行われます。従来より連携機能を強化したものが「在宅療養支援歯科診療所(1)」になり、従来の在宅療養支援歯科診療所に相当するのが「在宅療養支援歯科診療所(2)」になります。

1. 実績が重視される

現行では、過去1年間の算定実績については、あいまいな記述にとどまっていた。しかし改正案では「在宅療養支援歯科診療所(1)」については、歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2をあわせて**15回以上**算定していること。「在宅療養支援歯科診療所(2)」については、歯科訪問診療1又は歯科訪問診療2をあわせて**10回以上**算定していることが求められます。

2. 高齢者の心身の特性に認知症が含まれるようになる

現行の内容に、認知症に関する内容が追加されるようになります。

3. 依頼による訪問歯科診療の実績が問われる

在宅医療を担う他の保険医療機関、訪問看護ステーション等からの依頼による歯科訪問診療料の算定回数の実績が**5回以上**であることが求められます。

4. 連携実績が問われる

地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議等の多職種連携に係る会議に**年1回**出席することや、歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が**年1回以上**あることなども、要件となります。また、栄養サポートチーム等連携加算、退院時共同指導料等の算定も求められます。



■ 歯科訪問診療料の見直し(概要)

効率的で質の高い在宅歯科医療の提供体制を確保するため、歯科訪問診療料やその加算が見直されます。

1. 在宅患者等急性歯科疾患対応加算の廃止

切削を伴う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できるよう切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携行している場合、同一建物居住者以外の場合 170点、同一建物居住者の場合 55点でしたが、これらは**廃止**されます。

2. 歯科訪問診療料への包括化（切削器具携行を算定要件化）

歯科訪問診療を実施するに当たっては、急性症状の発症時等に即応できる環境の整備が必要なことから、歯科訪問診療料は**切削器具を常時携行した場合に算定**するようになります。

3. 歯科訪問診療料の見直し

患者1人につき診療に要した時間が、**20分以上の場合と20分未満の場合とで、点数が変わります。**20分未満の場合、7割の点数となります。

【歯科訪問診療料と在宅患者等急性歯科疾患対応加算の合算点数】

		(現行)		
		同一の建物に居住する患者数		
		1人	2人以上9人以下	10人以上
現行	患者1人につき診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療1 【1,036点】 (866点+170点)	歯科訪問診療2 【338点】 (283点+55点)
	20分未満	歯科訪問診療3 【175点】 (120点+55点)		
		↓		
		(改定後)		
		同一の建物に居住する患者数		
		1人 歯科訪問診療1	2人以上9人以下 歯科訪問診療2	10人以上 歯科訪問診療3
改定後	患者1人につき診療に要した時間	20分以上	【1,036点】	【338点】
	20分未満	【725点】 (1,036点×70/100)	【237点】 (338点×70/100)	【123点】 (175点×70/100)

引用:厚生労働省 平成30年度診療報酬改定

4. 歯科訪問診療補助加算の見直し

歯科訪問診療に歯科衛生士が同行し、歯科訪問診療の補助を行った場合の評価が充実されます。ただし、在宅療養支援歯科診療所、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所以外の歯科医療機関の場合は、補助加算の点数が下がります。

◇歯科訪問診療補助加算の見直し

(現行)		
在宅療養支援歯科診療所の歯科衛生士が、歯科医師と同行の上、歯科訪問診療の補助を行った場合	同一建物居住者以外の場合	110点
	同一建物居住者の場合	45点
↓		
(改定後)		
在宅療養支援歯科診療所、又は、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合	同一建物居住者以外の場合	115点
	同一建物居住者の場合	50点
上記以外の歯科医療機関の場合	同一建物居住者以外の場合	【90点】
	同一建物居住者の場合	【30点】

実績が重視されるように施設基準が見直され、また、歯科訪問診療料も分類が変更となります。

現状では、弊法人の顧問先で訪問歯科診療を手掛けている医院様はそれほど多くはありません。医院を中心に半径16キロメートル以内の患者様に限定されること、時間配分が難しいことなどが、訪問歯科診療をためらう主な要因なのでしょう。

しかし、今後の高齢化社会を見据えた際には、訪問歯科診療は欠かせないものになると思われます。患者さんやそのご家族から要望がどれぐらいあるか、まずはヒアリングをしてみたいかがでしょうか。

記事に関するご質問やお問い合わせは、下記までご連絡ください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

スタッフが妊娠し、産前産後休業（産休）および育児休業（育休）を取得した上で復帰する予定です。これらの休業中は、給与が支給されないことが多いですが、社会保険料の負担はどうなるのでしょうか？

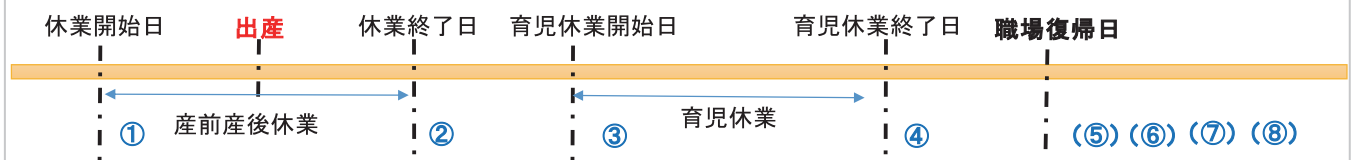
Answer

A. 産休中および育休中の社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）は、歯科健康保険組合や協会けんぽ（全国健康保険協会）加入の場合、申請をすることによって、事業主負担分、本人負担分ともに免除となります。制度を利用する際には、下記の手続きが求められます。

◇産休・育休中の社会保険料関係手続き

時期	手続名称	内容
産休時	①産前産後休業取得者申出書	産休を取得し保険料の免除を受けるための届出
	②産前産後休業取得者変更（終了）届	産休の取得期間予定が変更（終了）となる際の届出
育休時	③育児休業等取得者申出書（新規、延長）	育休を取得し保険料の免除を受けるための届出
	④育児休業等取得者終了届	育休の取得期間予定が変更（終了）となる際の届出
産休・育休 復帰時	⑤産前産後休業終了時報酬月額変更届	産休の終了後に、従前に比べ報酬が変動する（残業の増減含む）場合の届出
	⑥育児休業等終了時報酬月額変更届	育休の終了後に、従前に比べ報酬が変動する（残業の増減含む）場合の届出
職場復帰・ 養育開始後	⑦厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書	子を養育することにより報酬が低下した場合、養育前の報酬に基づき将来の年金算定を受けられる届出
	⑧厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届	子を養育することが終了した場合の届け出

◇産休・育休中の社会保険料スケジュール



仕事を継続する従業員を対象に、産休中の生活をサポートするために健康保険から「出産手当金」が、また育休中は雇用保険から「育児休業給付金」が支給されます（ただし、一定の条件があります）。

一方、第一号被保険者として、国民健康保険・国民年金を払っている方は、産休・育休中の社会保険料は免除されません。加入している健康保険の種類によって異なりますのでご注意ください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 321 号

■発行日：2018年6月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3224-2873 FAX 03-3224-2874

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A